

# License Agreement



## COMSOL ソフトウェア使用許諾契約

© 1998-2017 COMSOL

www.comsol.com/patents に列記された米国特許、並びに米国特許第7.519.518号、第7.596.474号、第7.623.991号、第8.219.373号、第8.457.932号、第8.954.302号、第9.098.106号、第9.146.652号、第9.208.270号及び第9.323.503号により保護されています。特許出願係属中。

本文書及び本文書に記載される本プログラムは、COMSOL ソフトウェア使用許諾契約 (www.comsol.com/comsol-license-agreement) に基づき提供されるものであり、当該使用許諾契約の条項に基づいてのみ、使用又は複製することができます。本ソフトウェアの一部は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.が所有しています。© 1986-2016。無断複写・転載を禁止します。本ソフトウェアの一部は、Spatial Corp.が所有しています。© 1989-2017。無断複写・転載を禁止します。

COMSOL、COMSOL ロゴ、COMSOL Multiphysics、COMSOL Server、COMSOL Desktop、LiveLink、Capture the Concept 及び Simulation for Everyone は、COMSOL AB の登録商標又は商標です。AutoDesk、AutoCAD、Inventor 及び Revit は、Autodesk、Inc.並びに/又は同社の米国その他の国における子会社及び/もしくは関連会社の登録商標又は商標です。Solid Edge は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.又は同社の米国その他の国における子会社の登録商標です。SOLIDWORKS は、Dassault Systèmes SolidWorks Corp.の登録商標であり、PTC、Creo、Creo Parametric 及び Pro/ENGINEER は、PTC Inc.又は同社の米国その他の国における子会社の商標又は登録商標です、その他全ての商標は、それぞれの権利者の所有物であり、COMSOL AB 並びに同社の子会社及び製品は、かかる権利者又は上記したCOMSOL 以外の商標権者と関連しておらず、これらによる承認を受けておらず、これらによる資金提供を受けておらず、これらによる支援も受けておりません。かかる商標権者の一覧は、

www.comsol.com/trademarks でご覧頂けます。バージョン: COMSOL 5.3a

### 連絡先情報

www.comsol.com/contact の Contact COMSOL というページにアクセスすると、一般的な質問の提出、技術サポートとの連絡、又は住所及び電話番号の検索ができます。www.comsol.com/contact/offices の Worldwide Sales Offices というページにアクセスしても、住所や連絡先情報を参照することができます。

サポートとの連絡が必要な場合には、www.comsol.com/support/case の COMSOL Access というページに、オンライン請求フォームがあります。他の役に立つリンク先を以下に挙げます:

- サポートセンター: www.comsol.com/support
- 製品ダウンロード: www.comsol.com/product-download
- 製品アップデート: www.comsol.com/support/updates
- COMSOL ブログ: www.comsol.com/blogs
- ディスカッション フォーラム: www.comsol.com/community
- イベント: www.comsol.com/events
- COMSOL ビデオギャラリー: www.comsol.com/video
- サポート ナレッジベース: www.comsol.com/support/knowledgebase

部品番号: CM010005

## COMSOL ソフトウェア使用許諾契約

本プログラム又は本文書のインストール又は使用の前に、以下及び該当する添付書類の条項及び条件(以下、「本条件」)を注意深くお読みください。いずれの本プログラム及び本文書についても、お客様の使用権は、本条件の受諾及び遵守を前提としています。お客様が本プログラムのインストール又は使用をされた場合、本条件を受諾されたことになります。本条件を受諾されない場合には、未使用の本プログラム及び関連資料を業者に返品して払戻しを受けるか、本プログラムのダウンロード及びインストールのための試みを一切中止しダウンロード済み資料を一切削除するかをしてください。本プログラムのライセンスの購入者に代わって本プログラムをインストールすることを委託された第三者が、インストールの際に本条件を受諾する旨のクリックをする場合、当該第三者はここに、ライセンスの購入者に代わって本条件を受諾する権限を当該購入者から与えられていることを表明し、保証するものとします。

- 1 <u>ライセンス付与</u> 本使用許諾契約(「本契約」)期間中、COMSOL AB 及び COMSOL AB の子会社又は関連会社の一切(「当社」)は、ライセンシー(「お客様」)に対し、本書の規定に従い COMSOL ソフトウェア(「本プログラム」)及びそのサンプルが記載された文書(「本文書」)のインストール、実行、使用、操作及び実施(総称して、「使用」)を行う非独占的かつ譲渡不能の限定的ライセンスを付与します。一部の第三者プログラム(「第三者プログラム」)は、当該第三者プログラムの発行人の定めた別の条件に基づきサブライセンスされています。その条件は、本プログラムに含まれている about.txt ファイルに記載されているか、www.comsol.com/legal/about/において、お客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されています。ある特定の第三者プログラムに関し、about.txt ファイルに記載もしくは言及のある条件又はwww.comsol.com/legal/about/においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されている条件と、本条件とに齟齬がある場合、当該第三者プログラムに関しては、前者の条件が優先するものとします。
  - a 本プログラム お客様は、本契約に基づき、本プログラムの指名シングルユーザ ライセンス (「NSL」)、CPU 固定シングルユーザ ライセンス (「CPU」)、フローティングネットワーク ライセンス (「FNL」)、サーバ ライセンス (「CSL」) 又はクライアント ライセンス (「CCL」) バージョンの使用許諾を受けることができます。FNL 又は CSL のライセンスの場合、お客様のライセンス権は、当社の請求書又は当社が受諾する発注書に記載された同時ユーザ数の分となります。一つのライセンスタイプの下でライセンスされた本プログラムは、他のライセンスタイプの下でライセンスされた本プログラムとの集積された形での使用においては、必ずしも実行可能であるとは限りません。
  - b <u>オブジェクトコード</u> 本契約において付与されるライセンスは、本プログラムのオ ブジェクトコード バージョンにのみ適用されます。ライセンシーには、本プログ ラムのソースコードに関する権利は一切ありません。
  - c サンプル 本プログラムに使用するために当社が提供する特定のサンプルは、本プ

ログラムの正当な使用に関連して、お客様ご自身の作品の創作における出発点とし て利用し、修正してお客様ご自身の作品の一部を構成するようにできるものです。 これらサンプルは、本プログラムをインストーしたディレクトリの「アプリケーシ **ョンズ」フォルダーの中、www.comsol.com** のアプリケーションギャラリーの中に、 および、本プログラムのアプリケーションライブラリ更新機能を通して、また、前 述のサンプルについて記載する本文書の一部の中に見つけることができます。お客 様によるこれらサンプルの変更又は追加が、二次的著作物の創作に十分重要である 場合、お客様の二次的著作物の一部として、そのように改変したサンプルの使用、 改変、発行及び配布を行う権利がお客様にはあります。お客様は、お客様による行 為に適用される全ての法律を遵守するものとし、さらに、サンプル又は改変後のサ ンプルのお客様による再配布又は再発行に関し、当社に代わり全ての保証を否認し、 当社の責任を本契約に規定されたものに限定するものとします。さらに、ここに書 かれていることに反するいかなることに関わらず、第三者の著作権通知を含むいか なるサンプルファイルは、修正、再配布、再出版することは、そのようなファイル がそのような修正、再配布、再出版を明示的に許可する条件がない限り、できませ ん。当社が提供する一部のサンプル アプリケーションは、使用及び発行に関する 別の条件に基づき提供されています。かかる別の条件は、アプリケーション内の通 知を通じて特定されます。COMSOL Application Programming Interface を使用したサ ンプル アプリケーション、サンプル フィジックスインタフェース又はコードサン プルの改変、再発行又は再頒布を行う場合は、本契約のライセンシー アプリケー ション補遺契約を遵守するものとします。

- d 所有権 本プログラムは、使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。使用許諾される本プログラム及び本文書における権利、権原及び利益の全て (著作権及び営業秘密を含みますが、これらに限定されません)は、当社及び/又 は当社の本プログラムに組み込まれる第三者プログラム及びその他プログラムを 使用許諾した者の独占的財産であり、かつ常にそうあり続けるものとし、お客様には、本契約において付与される明示的に限定された権利以外に、これらに対するいかなる権利もないものとします。
- e 譲渡禁止 以下の場合を除き、お客様は、いずれの本プログラム又は本文書についても、販売、使用許諾、再使用許諾、貸与又は配布をしたり、「タイムシェアリング」条件による使用のために提供したりすることはできません。(i) 本プログラムの実行を必要とする単数又は複数のライセンシー アプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、本プログラムの CSL バージョンに対する各同時ユーザの権利を、本契約に定める条件に従い、全体的に又は部分的に単数又は複数の第三者に対して再使用許諾する場合(タイムシェアリング条件による場合を含みます)、並びに(ii) 本プログラムの CSL バージョンの実行を必要とするライセンシーアプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、当該アプリケーションと一緒にハードウェア装置内に本プログラムの CSL バージョンを組み込む場合、及び当該ハードウェア装置のエンドユーザに対し、当該ハードウェア装置内における当該ライセンシー アプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、本プログラムの CSL バージョンの実行を再使用許諾する場合。前記にかか

わらず、本プログラムの CSL バージョンの再使用許諾及び/又は配布は、以下を条件とします。

- (i) お客様が各サブライセンシーに対して本契約、又は本契約を含む他の条件の受諾を義務付けること。
- (ii) お客様が本プログラムへのアクセスを提供したサブライセンシーに対する本 契約の自動交付を何らかの方法で不可能にするか妨害するような手段をお客様が 講じないこと。
- (iii) 本プログラムと一緒に使用するようにお客様が提供するライセンシー アプリケーションの使用に関してお客様又はその他の人が定める条件が、本契約を変更したり、修正したり、本契約と抵触したり、本契約の終了を主張したりしないこと。
- (iv) 本プログラムの CLS バージョンの再使用許諾及び/又は配布を行う場合は、 当該再使用許諾及び/又は配布に関連して当社又はいかなる第三者の商標に言及 する際に、その時点で最新版の当社商標ガイドライン (http://www.comsol.com/trademarks) のお客様による遵守を条件とすること。
- (v) お客様又はお客様のサブライセンシーが実行を許諾されているライセンシー アプリケーションのホスティング又は実行である場合を除き、お客様は、本プログ ラムの CLS バージョンの再使用許諾又は配布をしないこと。
- (vi) お客様が、第三者ソフトウェアを呼び出すために本プログラムの CSL バージョンを使用する場合、当該第三者ソフトウェアのお客様による使用が、当該第三者ソフトウェアの使用権をお客様に与えるライセンス契約の全条件(当該第三者ソフトウェアの呼出し方法に関する制限の一切を含みますが、これに限定されません)を遵守していること。

本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約に基づくお客様の権利は、第 14 条 に従う場合に限り、譲渡することができます。

- f <u>権利の留保</u> 現在又は将来のいずれにおいて存在するかにかかわらず、使用許諾される本プログラムに関連する権利のうち、明示的にお客様に付与されていない権利は全て、当社又は当社のライセンサーが留保すること、並びに、本契約において当社が明示的に承認していない本プログラムの使用が行われた場合、本条件の違反とみなされることを、お客様は認めるものとします。ライセンシー アプリケーション補遺契約に明示的に記載されている場合を除き、お客様は、本プログラムの関係する二次的著作物、コンパイレーション又は集合物の改変又は創作をすることはできません。お客様は、本条件に基づくお客様の義務の全てを果たすことができるよう、本プログラムへのアクセスを許可された人について、指示、契約その他により、適切な措置を講じるものとします。
- g <u>支払を条件とするライセンス</u> 本契約により付与されるライセンスは、お客様が、 支払期限が到来し当社に対する支払義務の発生している全金額を適時にかつ完全 に支払うことを条件とします。

#### h 使用

- (i) お客様が本プログラムの NSL バージョンの使用許諾を受けている場合は、四 (4) 台を上限とする個々に指定された物理的コンピュータに本プログラムをイ ンストールし、動作させることができます。ただし、本プログラムは、当該ライ センスに関する「指名ユーザ」として当社が指定する、使用許諾を受けた一人の ユーザのみがアクセスでき、動作するものとし、さらに、当該指名ユーザは、い かなる特定の時点においても、前記コンピュータのうち二(2)台においてのみ、 本プログラムを同時使用できるものとします。別のコンピュータに本プログラム を追加でインストールする場合には、本プログラムが先にインストールされたコ ンピュータから本プログラムがアンインストールされたことが当社の満足する 程度に証明されることを条件とします。ただし、ある年に二(2)台を超えるコ ンピュータに本プログラムを移行することはできません。お客様は、ライセンス に関する指名ユーザを一時的に又は恒久的に入れ替えることができますが、これ は一年に二(2)回を超えないものとし、さらに、いかなる特定の時点において も、使用許諾を受けた1人のユーザのみが指名ユーザとして当社に対して指定さ れることを条件とします。本プログラムの NSL バージョンは、ネットワーク上 で又は遠隔操作によりアクセス又は使用することはできません。
- (ii) お客様が本プログラムの CPU バージョンの使用許諾を受けている場合は、指定された一台の物理的コンピュータに本プログラムをインストールし、動作させることができます。ただし、本プログラムは、一度に一人の使用許諾を受けたユーザのみがアクセスでき、動作するものとします。お客様は、ライセンスに関して指定されたコンピュータを一時的に又は恒久的に入れ替えることができますが、これは一年に二(2)回を超えないものとし、さらに、いかなる特定の時点においても、一台のコンピュータのみが当社に対して指定されることを条件とします。本プログラムをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、本プログラムが先にインストールされたコンピュータからアンインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。ただし、ある年に二(2)台を超えるコンピュータに本プログラムを移行することはできません。本プログラムの CPU バージョンは、ネットワーク上で又は遠隔操作によりアクセス又は使用することはできません。
- (iii) お客様が本プログラムの FNL バージョンの使用許諾を受けている場合は、一台の専用ネットワークサーバ上又は安全な遠隔操作による計算能力を提供しお客様による本プログラムの使用のために本プログラムへのアクセスを提供する第三者のサーバ上の中心的位置に本プログラムをインストールすることができます。いかなる特定の時点でも、お客様は、お客様が本プログラムの FNL ライセンスを購入した際の同時ユーザ数と同じ数の個人に、本プログラムを使用させることができます。本プログラムに別々のコンピュータ上でクライアント及びサーバとして動作する能力がある場合、FNL バージョンでは、本プログラムを別々のコンピュータでクライアント及びサーバとして使用する権利がお客様にはあります (NSL 又は CPU バージョンではこのような権利はありません)。本プ

ログラムにクラスタ コンピューティングの実施能力がある場合、FNL バージョ ンでは、本プログラムにクラスタ コンピューティングを実施させる権利がお客 様にはあります(NSL 又は CPU バージョンではこのような権利はありません)。 ネットワークへのインストールに関し、本プログラムは、個々のインストールが ネットワークサーバ上のライセンスマネージャにより制御されている場合に限 り、個々のコンピュータにもインストールすることができます。本プログラムの ライセンスマネージャをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場 合には、当該ライセンスマネージャが先にインストールされたコンピュータから アンインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件と します。お客様は、より広範な使用の契約をしている場合を除き、ライセンスマ ネージャ サーバがインストールされている地域の外に所在するユーザに対して、 本プログラムの FNL バージョンへのアクセスを提供することはできません。た だし、安全な遠隔操作による計算能力を提供するサーバ上にインストールされて いる場合は例外とし、かかる場合には、以下の本第1条(h)(ix)に記載するとおり、 本プログラムに対するアクセスは、お客様が所在する地域に制限されなければな りません。

(iv) お客様が本プログラムの CSL バージョンの使用許諾を受けている場合は、 一台のコンピュータ上に、又は一台の専用ネットワークサーバ上もしくは安全な 遠隔操作による計算能力を提供し本契約に基づき許可された使用のために本プ ログラムへのアクセスを提供する第三者のサーバ上の中心的位置に、本プログラ ムをインストールすることができます。本プログラムの CSL バージョンの認定 ユーザ間で、ログイン認証情報を共有することはできません。お客様は、いかな る特定の時点でも、本プログラムの CSL バージョンを使用して、使用許諾を受 けた各同時ユーザにつき 4 つを超えるライセンシー アプリケーションを実行す ることはできません。お客様は、本プログラムの CSL バージョンを使用してク ラスタ コンピューティングを実施することができます。ネットワークへのイン ストールに関し、本プログラムは、個々のインストールがネットワークサーバ上 のライセンスマネージャにより制御されている場合に限り、個々のコンピュータ にもインストールすることができます。本プログラムのライセンスマネージャを あるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、当該ライセンスマ ネージャが先にインストールされたコンピュータからアンインストールされた ことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。本プログラムの CSL バージョンは、本契約の条件に従うこと(第4条に記載する制限の遵守を含 みますが、これに限定されません)を前提に、全世界でインストール、アクセス 及び使用することができますが、お客様は CSL ライセンスが販売されたのと同 じ地域に所在していなければなりません。CSL ライセンスでは、お客様がライセ ンシー アプリケーションのホスティング及び実行のみを目的として、本プログ ラムを使用することが許可されます。お客様がライセンシー アプリケーション を使用する際は、ライセンシー アプリケーション補遺契約に規定されているラ イセンシー アプリケーションに対する全ての制限、及び各ライセンシー アプリ ケーションの発行人が明示する条件の一切を遵守しなければなりません。CSLに より、お客様は、お客様による CSL インストールの認定ユーザに対し、CCL に基づき使用許諾されたクライアント ソフトウェアを本契約に基づき使用するように配布することもできます。

(v) CCL を使用して、承認された CSL インストールに接続することができます。 CCL に基づき使用許諾されるクライアント ソフトウェアは、当社が認める提供 元から取得しなければなりません。 CCL に基づき使用許諾されるクライアント ソフトウェアは、個々のコンピュータにインストールすることも、ウェブブラウザを通じて (お客様もしくは別の人が使用許諾を受けるか、当社が提供する) CSL インストールからアクセスすることもできます。 CCL により、お客様には、CSL インストールによりホスティングされているライセンシー アプリケーションを 実行する権利が与えられます。 お客様がライセンシー アプリケーションを使用する際は、ライセンシー アプリケーションは対する全ての制限、及び各ライセンシー アプリケーションの発行人が明示する条件の一切を遵守しなければなりません。 CSL インストールのライセンシーによりお客様に特権が与えられている場合、お客様には、ライセンシー アプリケーションを CSL インストールのライセンシーによりお客様に特権が与えられている場合、お客様には、ライセンシー アプリケーションを CSL インストールにアップロードし、管理タスクを実施することも CCL によって許可されます。

(vi) 本プログラムの NSL、CPU 及び/もしくは FNL バージョン、又はクラスキット オプション ライセンス (「CKL」) もしくはアカデミック サーバ ライセンス (「ASL」) バージョンが、アカデミック価格 (本契約のアカデミック補遺契約における当該用語の定義に従います) で、ある教育機関から使用許諾されている場合、お客様による当該プログラムの使用は、該当する本契約の補遺契約における追加条件に従うことになります。

(vii) 上記ライセンスのいずれに関しても、お客様は、マルチコア/マルチプロセッサ コンピュータにおいて本プログラムを使用することができます。

(viii) お客様は、本契約に従った本プログラムの使用をサポートするために合理的に必要な場合、本プログラム及び本文書のバックアップコピーを一部作成することができます。

(ix) 本プログラムの CSL、及び ASL バージョンに関する場合、及び書面で当社により別途許諾された場合を除き、お客様は、当社がライセンスを発行した地域内におけるお客様社内での動作のためにのみ本プログラムを使用することができます。お客様がより広い地域について契約を結んでおり、これが当社の請求書又は注文確認書に反映されている場合を除き、各国を一つの地域とします。例外として、北米自由貿易協定(「NAFTA」)加盟国内のサーバについては、全て同じ地域内にあるとみなします。本契約において、「社内での動作」とは、お客様の従業員及び現場における独立請負人又はお客様の子会社もしくは親会社の従業員及び現場における独立請負人による本プログラムの使用、並びにお客様を従業員または独立請負人として雇う第三者のためのコンサルティングもしくは調査の実施を目的とする本プログラムの使用を意味します。本項の目的のために、独

立請負人とは現場にインストールされた本プログラムに対して、適用されるライセンスタイプによって許される遠隔アクセスの範囲で遠隔的にアクセスしようとする者を意味しますが、そのような独立請負人は現場で本プログラムを使用しているとみなします。前記にかかわらず、お客様の独立請負人による本プログラムの使用は、本プログラムがお客様の操作のために排他的に使用されている際に限り、お客様の「内部操作」の一部とみなします。

- (x) 本契約において付与されるライセンスの費用は、当社がライセンスを発行した地域における本プログラムのお客様によるインストール及び使用に基づき決定されます。他の地域における本プログラムのインストール又は使用に対し、当社からお客様に追加費用を請求することがあります。
- (xi) 本契約で使用する場合、「アンインストールした」とは、本プログラムがインストールされたコンピュータから本プログラムを完全に除去すること、又は本プログラムがインストールされたハードドライブを破壊したり、本プログラムがインストールされたハードドライブをリサイクルしたり等の別の方法で本プログラムへのアクセスを不能にすることを意味します。
- リバースエンジニアリングの禁止 お客様は、本プログラム又は本文書のいずれについても、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分離、分断又はその他方法によるソースコード取得の試みをしてはいけません。ただし、前記制限にかかわらず、かかる行為が適用される法律により明示的に許可されている場合、その範囲に限り例外とします。本プログラム及び本文書の全てのコピーには、原本と同様に著作権及び所有権の表示を付すものとします。お客様は、使用許諾された本プログラム又は本文書に貼付又は包含された著作権表示、商標表示又はその他所有権表示を除去したり、不鮮明にしたり、変更したりしてはいけません。

本条件に記載されているいかなる別段の規定にかかわらず、お客様は、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分断、分離及び改変が可能なものとして、本プログラムに含まれているのffer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいは www.comsol.com/legal/offer/においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該行為を行うことができます。お客様による本条件の受諾後三年間、本項に記載する要求があった場合、当社は、ファイルの一部又は全部の再作成に必要なソースコード又はオブジェクトコードの提供が可能なものとして、本プログラムに含まれているのffer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいはwww.comsol.com/legal/offer/においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該提供を行います。本項に基づく要求は全て、書面で、offer.txt ファイルに記載されている住所宛ての第一種郵便により行われるものとします。当社の配送費用をカバーするために、お客様へのコード送付費用を当社から請求することができます。

お客様が欧州連合内におけるライセンシーである場合:

お客様は、本プログラムの逆コンパイル、逆アセンブル又はその他方法によるリバースエンジニアリングの行為が、本プログラムもしくは別のプログラムと相互 運用可能な独立したプログラムの作成のために、又は本プラグラムのいかなる要素のベースにある思考及び原理の理解のみを目的とした本プログラムの機能の 観察、研究もしくは試験のために(「許可された目的」)必要な場合に限り、当該 行為をすることができます。ただし、以下を条件とします。

- (i) 許可された目的の達成に必要な情報が、既に利用可能になっていないこと、 又は当該情報の提供を求めた書面による要求から合理的期間内に当社から提供 されていないこと
- (ii) 編集、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等が、本プログラムのうち、 許可された目的の達成に必要な部分に限定されていること
- (iii) 取得される情報が、許可された目的以外には一切使用されず、許可された目的の達成に必要な場合を除き、いかなる他人にも開示されないこと
- (iv) 取得される情報が、本プログラムのいずれかと表現(他のコンピュータ言語における本プログラムの表現を含みますが、これに限定されません)において実質的に類似するプログラムの作成のために、又は本プログラムにおける著作権により制限されているいかなるその他行為のために、使用されないこと
- j <u>認証及び検証</u> 当社は、お客様による本プログラムの使用について認証及び検証 し、関連情報を当社の情報システムにおいて処理するために、様々な技術を利用 することがあります。
- k 米国政府 お客様が米国政府の部局又は機関のいずれかのために本プログラム の本ライセンスを取得されている場合、当該政府は、商業コンピュータソフトウ ェア及び商業コンピュータソフトウェア文書の取得に適用される連邦取得規則 に従い、本商業コンピュータソフトウェア及び商業コンピュータソフトウェア文 書に関して本契約に規定された権利のみを有するものとします。特に、国防省の 部局の場合、米国政府は、DFAR (国防省調達規則) 227.7202-3 における商業コ ンピュータソフトウェア又は商業ソフトウェア文書条項における権利に関する (a)項に規定されているとおり、商業コンピュータソフトウェアである本プログ ラム及び商業コンピュータソフトウェア文書である本文書の取得について定め たライセンス契約に明記されている権利のみを有するものとし、これにより、本 契約に規定された権利が適用されるものとします。その他の米国政府の部局又は 機関の場合、米国政府は、FAR 12.212 (連邦調達規則) に規定されているとおり、 商業コンピュータソフトウェアである本プログラム及び商業コンピュータソフ トウェア文書である本文書の取得について定めた本契約に明記された権利のみ を有するものとします。FAR (連邦調達規則) 第52.227-19条が適用される場合、 米国政府の権利には、当該条項の(b)(2)項に記載された権利が含まれます。ただ し、いかなる状況においても、本ライセンスが、本プログラムのソースコードに 及んだり、その他方法により米国政府のために本プログラム又は本文書を改変す る義務を当社に負わせたりすることはありません。

商業コンピュータソフトウェアである本プログラム及び商業コンピュータソフトウェア文書である本文書が、FAR(連邦調達規則)第 52.227-19 条又は同様の条項を含む契約に基づき米国政府に使用許諾される場合、以下の注記が本契約に盛り込まれます。

注記 — 本コンピュータソフトウェア (本プログラム) 及びコンピュータソフトウェア文書 (本文書) に関連するかあるいはその引渡に付随する本ライセンス契約にかかわらず、これらの使用、複製及び開示に関する政府の権利は、これらの取得について定めた政府契約の第 52.227-19 条(b)(2)に規定するとおりとします。

お客様が「対象防衛情報」(DFAR 第 252.204-7012 条、又は法律によって制限されている米国政府の情報における当該用語の定義に従います)を当社に送付することを希望される場合、必ず以下の宛先に電子メールでお送りください: support@us.comsol.com.

お客様が米国政府契約に基づき行っている業務に従い本ライセンスを取得している場合、お客様は、本プログラムに関して付与される権利が本契約に規定するものより広範にならないことを確実にするために、米国政府に対して必要な開示、通知及び制限された権利の表示を提供し、その他必要な手段を取ることに、お客様は同意するものとします。

- 1 トライアル版ライセンス お客様が本プログラムのいずれかのトライアル版のラ イセンス、すなわち支払義務を負わずに本プログラムをテストするライセンスを 付与されている場合、本プログラムを商業用又は製作用に使用することはできま せん。すなわち、お客様は、本プログラムの機能のテストにのみ本プログラムを 使用できます。トライアル版のライセンスは、当社が明示する種類のライセンス に関するものとし、当社がその単独の裁量において指定する期間存続し、当社が その単独の裁量においていつでも取消すことができます。トライアル版のライセ ンスに関して当社からライセンスの種類が明示されない場合、当該トライアル版 のライセンスの種類は、当社がそのようなトライアル版のラインセンスを発行し た指名ユーザーの使用のための NSL ライセンスとみなされるものとします。トラ イアル期間の満了時点で、当該トライアル版ライセンスの対象である本プログラ ムは全て、自動的に動作不能となります。サポートは、トライアル版ライセンス が有効な期間に限り提供されるものとし、トライアル版のライセンスのいずれに 関しても、他の保守サービスの提供は一切ありません。当社は、いかなる種類の トライアル版のライセンスに関しても、一切の保証義務を負いません。トライア ル版のライセンスに関し、本(1)項は、本契約中のいかなる相反する規定にも優先 するものとします。
- m <u>当社情報の保護及び機密性</u> 本プログラムには当社及び情報又は資料に関する当社ライセンサーの営業秘密及びその他有価な秘密情報が含まれており、本プログラム及び本文書における当社又はライセンサーそれぞれの知的財産における当社又はライセンサーの権利を何らかの方法又は手段で故意にあるいは過失により毀損する作為又は不作為をしてはならないことを、お客様は認めるものとします。

本プログラム、並びにこれに関連して知得されるその他情報であって、状況から合理的に秘密情報と判断されるべき情報の一切は、「秘密情報」です。お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報を、知る必要があるお客様の従業員に対してのみ開示するものとし、当社及び当社ライセンサーのいかなる秘密情報も、第三者に開示することはできません。さらに、お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報の秘密性を保持するため、お客様が使用許諾を受けた権利の付与の際と同等のあらゆる合理的注意を尽くすものとします。いかなる場合にも、本第1条(m)に規定する義務は、米国内の州政府もしくは連邦政府又はこれらに代わる者が、政府記録への一般アクセスについて規定する公記録法、情報公開法又は同様の法律によって本プログラムを使用するライセンシーに課す何らかの義務を無効にするものではありません。

n <u>お客様の情報の保護及び秘密保持</u> お客様が本契約第 5 条に従う保守及びサポートを取得するために専有情報の提供を希望される場合は、当該情報に「秘密情報」 と顕著に印を付し、以下のウェブページのみを通じて当該情報を提出する方法により、かかる提供を行うことができます。

https://secure.comsol.com/support/confidential.

上記方法で印が付され送信された専有情報であって、秘密保持されることにより 現実的又は潜在的な経済価値が得られる情報は全て、「秘密情報」とみなされます。 「秘密情報」がお客様によって当社に開示されてから三年間、当社は、当該秘密 情報を知る必要のある当社の従業員及び請負人に対してのみ開示し、いかなるそ の他の人又は事業体にも開示せず、それが開示された目的のためだけにそのよう な秘密情報を使用し、当該秘密情報の秘密性を保持するため、お客様による当社 への当該情報の開示の際と同等のあらゆる合理的注意を尽くします。

o 秘密保持の例外 第1条(n)に定める秘密保持義務は、以下に該当する情報又は資 料には適用されません:(i) 当社がお客様から受領する以前から所有していたもの、 (ii) 公知である、あるいは当社の過失によらず公知となるもの、(iii) 秘密情報に依 拠することなく独自に開発されたもの、(iv) お客様に対する秘密保持義務を負わ ない第三者から受領したもの、(v) お客様が書面により開示を承諾したもの、又は (vi) お客様が開示に関する制限を一切課さずに第三者に提供したもの。さらに、 第 1 条(n)に定める義務又はお客様の秘密情報の当社による受領のいずれも、当社 がお客様の秘密情報を使用することなく製品又は技術を独自に開発又は取得する こと、又は当該秘密情報に類似する情報又は資料を独自に開発した人又は事業体 と協働することを制限するとは解釈されないものとします。お客様は、当社がお 客様の秘密情報の対象事項に関連した技術開発を積極的に行えることを認めるも のとします。残留物の使用、複製又はその他利用に全体的又は部分的に基づき、 当社、当社の子会社もしくは関連会社、又はこれらの役員、取締役、従業員もしく は請負業者に対して提訴又は訴訟、請求もしくは手続の提起をしないことを、お 客様は約束するものとします。「残留物」とは、無形物の秘密情報であって、当該 情報にアクセスできた人の記憶そのものに保持された一切のものを意味し、これ には、ある者による確認又は追跡が不可能な着想、概念、ノウハウ又は技術が含

まれます。当社は、かかる人の職務の限定や制限を行う義務も、残留物の使用に 対するロイヤルティの支払義務も負わないものとします。

- p 法的手続/政府調査 当社は、当社に提供された全ての情報を、当該情報の提出を要求する召喚状又は司法上もしくは行政上の命令に応じる場合にはいかなる者に対し、あるいは現実的又は潜在的犯罪の捜査及び/又は訴追に関連する場合にはいかなる政府機関に対し、提供することができます。前記にかかわらず、当社は、本第 1条(p)に従ったお客様の秘密情報の提出が、当該秘密情報の秘密性の保全が確保される方法で行われることを確実にするよう商業上合理的な手段を講じ、召喚状又は司法上もしくは行政上の命令に応じてお客様の秘密情報を提出する場合には、合理的に前もってお客様に通知するよう商業上合理的な手段を講じます。
- q 提案 お客様が本プログラムの改良の提案、又は新規の製品もしくはサービス提 供(これらに関連する着想、概念、提案又はその他素材を含む)の提案(総称し て、「提案」)をされる場合、お客様は、(i) お客様が最大限知り得る限りにおいて、 当該提案がいかなる第三者の知的財産権の侵害にもあたらないことを表明及び保 証し、(ii) 当社が当該提案を使用することはできるが、その使用は義務ではないこ とを認め、(iii) 当該提案を全体的又は部分的に当社の本プログラム及び/又はそ の他プログラムに組み込み、現存するか将来のいずれかの時点で存在する媒体に おいて又はかかる媒体を通じて発生することを含むがこれに限定されず、当該提 案及び当該提案に全体的又は部分的に基づく派生物を複製し、頒布し、伝送し、 公に展示し、公演し、改変し、変換し、これらに基づく派生物を作成し、製造し、 製作し、売り込み、販売し、販売の申出を行い、かつ/又はその他方法で使用する ことができ、さらに、前記行為を行うためのサブライセンスを付与することがで きる非独占的かつ取消不能の全世界的ライセンスを当社に付与し、(iv) 当社によ るお客様の提案の検討及び本条件に基づきお客様が受領する権利以外に、当該提 案に対する追加の対価の権利又は請求権(支払又はその他報酬に対する請求権を 含みます)を放棄し、さらに (v) 当該提案の当社による使用に関連して帰属性に 関する一切の権利又は請求権を放棄するものとします。当社が、提案に類似する 着想、概念、提案又はその他素材を独自に開発していない場合、当社は、特許権請 求の検討を希望する提案に関し、お客様に連絡することがあります。
- r <u>将来的解放</u> 当社は、事前通知することなく、本プログラムの一部又は全部の変 更又は中止を行う権利を留保します。ただし、本プログラムのかかる変更又は中 止により、先に使用許諾された本プログラムを継続的に使用するお客様の権利が、 契約期間中に無効になることはありません。
- 2 <u>ライセンス期間</u> 本条件に従い早期に解除されない限り、本契約は、当社が受諾した 発注書又は当社の請求書に明記されているところに従い、一定期間又は恒久的に、一 年毎に存続します。かかる早期解除がない場合、期間ライセンスは、その時点で有効な 期間ライセンス料が当社に対して事前に支払われていない限り、その期間経過後に終 了します。お客様には、恒久的ライセンスに基づき使用許諾された本プログラムを、期間の定めなく使用する権利があります。ただし、本契約の解除規定並びに保守及びサポート規定に従うことを条件とします。

- 3 <u>引渡</u> 当社は、本プログラム及び本文書を、コンピュータ可読物理媒体上のアーカイブ形式で、又はインターネット上で、使用許諾された本プログラムを明記するインストール資料と共に、お客様に引渡すことができます。お客様は、使用権限の有無にかかわらず、お客様のインストール資料の使用全てについて責任を負うものとし、アーカイブインストール資料を開示したり、本契約で明示的に許可されている用途以外にアーカイブインストール資料が使用されるのを許可したりしてはいけません。
- 4 輸出関連法の遵守 本プログラムは、米国及び英国の輸出管理法又はその他(米国、英 国及び米国以外)の政府の輸出入関連法規(「輸出関連法」)の適用を受けます。本契約 の他の条項又はいかなるその他契約にかかわらず、お客様もいかなる第三者も、いず れかの輸出関連法に違反して本契約に基づくお客様の権利を行使することはできず、 本契約の譲渡が結果的にかかる違反になる場合には、いかなる者に対しても本契約を 譲渡することはできません。輸出管理のための文書において当社が課す、本プログラ ムの使用、譲渡又は再輸出に対する制限の条件は、本契約の本条件のいずれにも優先 しますが、最新の輸出関連法の遵守はお客様の責任となります。お客様は、お客様又は 本契約に基づく本プログラムの使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、 米国その他の禁輸対象国又は米国政府が「テロリスト支援」国と特定している国に所 在していたり、その永住者であったりしないこと、並びにお客様又は本契約に基づく 本プログラムの使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、米国政府の禁 止・制限対象者リストに記載されていないことを、表明及び保証するものとします。お 客様がサポート要求に関連して、輸出関連法に基づいて米国の人とのみ共有できる情 報を当社に送付することを希望される場合には、その唯一可能な方法として、以下の 宛先に電子メールでご送付ください: support@us.comsol.com。 このような方法でサポー ト要求を制限することにより、お客様の要求に対応可能なサポートエンジニアの数が 限定され、これにより、お客様の満足する回答を提供する当社の能力も限定される可 能性があることを、お客様は理解され、これに同意するものとします。そのようなサポ ート要求に第 1 条(n)に従って保護されるべき秘密情報を含めることをお客様が希望さ れる場合には、当該メールのメッセージタイトル行に「秘密情報」 指定の印を付して頂 く必要があります。お客様がサポート要求に関連して当社に送付される全てのファイ ルが、適用される輸出関連法を確実に遵守していること(当社が事業を行う場所にお いて当社が当該ファイルにアクセスすること及び国籍又は居住地を問わない当社の従 業員が当該ファイルにアクセスすることに関連する場合も含む)については、お客様 が単独で責任を負うものとします。ただし、当該要求が本第 4 条の規定に従って提出 される場合は例外とします。お客様が、輸出関連法を理由にあるサポート要求に関連 する項目を当社に提供することができない場合、当社は、商業上合理的努力を尽くし て当該サポート要求に対処するものとしますが、当社が対処できることを保証はいた しません。
- 5 <u>保守及びサポート</u> お客様が契約期間満了前に保守期間が満了する期間ライセンスを 購入された場合を除き、ソフトウェア保守サービスは、十二(12)ヶ月後又は契約期間 満了時のいずれか早い方の時点で終了します。前記にかかわらず、一つの本プログラ ムの保守期間が終了すると、動作するために当該本プログラムを必要とするその他の 本プログラム全てに関し、たとえ当該他の本プログラムが別途購入されたものであっ

ても、保守期間が終了します。最初のソフトウェア保守期間は、発注が受諾された月の 翌月の第一日を始期とします。ただし、その時点までに、当社によるインストール資料 の提供に必要な情報の全てがお客様から当社に提供されていない場合、最初のソフト ウェア保守期間は、インストール資料の提供に必要な情報を当社が最初に要求した月 の翌月の第一日を始期とします。前記にかかわらず、インストール資料の提供に必要 な情報の要求において当社が遅延したこと、又はかかる情報を全て当社が受領した後 のインストール資料の提供において当社が遅延したことを理由として、最初のソフト ウェア保守期間が減縮されることはないものとします。保守には以下が含まれます: (a) 使用許諾された本プログラムのインストール及び/又は使用、並びに本プログラム とハードウェア、動作環境及びその他ソフトウェア製品との相互作用(以下に規定す るものを除きます)に関するサポートを電話、ファクシミリ又は電子メールで提供す るための商業上合理的な努力を尽くすこと (インストール資料の提供を含みます)、(b) 以後の無償による本プログラムのリリース、(c) 適用されるライセンスタイプが許す範 囲における、本プログラムを実行するハードウェアの変更も含めた、本プログラムの 使用における変更を有効にする代替ライセンスファイルの発行、及び、(d)(i) 本プログ ラムの現行のリリースにおける重大なプログラミング上の瑕疵が当社に直接的に帰責 される場合の合理的期間内における対処、及び (ii) 次に提供されるリリースにおける 当該瑕疵の是正(当該瑕疵を特定し、将来的リリースから当該瑕疵を確実に除去する のに十分な情報がお客様から当社に提供されることを前提とします)を提供するため の商業上合理的な努力を尽くすこと。当社が配布する本プログラムの全ての更新、及 び新バージョンの本プログラムは、かかる本プログラムの更新、又は新バージョンの 本プログラム、のインストール時に表示される本契約、又は本契約の後続バージョン に基づき使用許諾される本プログラムの一部とみなされるものとします。保守サービ スは、当社が当該サービスを提供している限り、その時点で有効な価格で更新するこ とができます。保守サービスは、本プログラムのうち最新リリースバージョン 2 つに 限定され、技術プレビュー機能やアルファ版又はベータ版のようなプレリリースは含 みません。上記目的のため、異なるバージョンは、バージョン番号中の小数第一位の数 字の違い又は付加される文字の違いによって明確にされます。保守サービスには次は 含まれません:(i) お客様のオペレーティングシステムのインストール及び保守、(ii) オ ペレーティングシステム構成及びハードウェアのサポート、(iii) クラスタ、またはク ラウドオペレーティングシステムのインストール、(iv) クラスタ、またはクラウド構成 及びハードウェアのサポート、(v) クラウドコンピューティング時における本プログラ ムと他のソフトウェアプログラムとの相互作用、(vi)アプリケーションプログラミング インタフェースの使用、(vii) 本プログラムとソフトウェア製品との相互作用のサポー トを禁止されている場合における、かかる相互作用、及び、(viii) 本プログラムと本プ ログラムがリリースされた時点で市場になかったオペレーティングシステム又はハー ドウェアシステムとの互換性の維持。いかなる場合にも、当社の保守義務は、本プログ ラムの CSL バージョン又は ASL バージョンのサブライセンシーは対象といたしませ ん。サポート要求が第 1 条(n)に従って秘密情報に指定されていない限り、サポート要 求に関連してお客様から当社に提供される資料の一切を、当社が、当該資料を証拠と するプログラミング上の瑕疵の是正、対処方法の開発及びテストという目的及び製品 の開発及び改良という目的のために、当社、当社の請負人、及び、ライセンサーが保有 し使用できることに、お客様は同意されるものとします。当社がサポート(もしあれば、当社が提供する販売前のサポートを含みます)を通じて提供する概念又は概念への寄与に関するファイル又は証拠の一切、及びもしあれば、当社が何らかのワークショップ、ウェブセミナー及び研修コースに関連して提供する資料の一切は、「現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で」提供されるものであり、当社は、商品性、非侵害、設計、動作、ウイルスの不存在、瑕疵の不存在、アウトプットの正確性もしくは完全性、過失の不存在、安全性及び特定目的適合性(当該目的について事前に通知されていた場合でも)に関する保証並びに取引の過程、使用又は商慣行から発生する保証を含むがこれに限定されない、明示的、黙示的、法定その他の保証の全てを否認します。

#### 6 限定的保証

- a 当社は、以下のことを保証します: (i) 当社又は当社ライセンサーが本契約に基づく ライセンス権を付与する権利を有していること、(ii) 引渡から九十 (90) 日間 (「保証期間」)、使用許諾された本プログラムは全ての重要な点において本文書中の本プログラムの機能上の仕様に適合していること、及び (iii)当社がお客様に提供する本プログラムの最初のパージョンの引渡日から三十 (30) 日 (「受諾期間」) 以内にお客様が本契約を解除した場合、本プログラムに対して支払われた初期料金の全額返金をお客様が受けられること。本プログラムは、第5条に定める最初のソフトウェア保守期間の開始時に、前記保証の目的において、「引渡」が行われたとみなされるものとします。本プログラムの以後のバージョン又は更新版の引渡により、受諾期間又は保証期間が拡張したり、あらためて起算されたりすることはありません。いかなる場合にも、前記保証義務は、本プログラムの CSL パージョン又は ASL バージョンのサブライセンシーは対象といたしません。
- b本プログラムが保証のとおり動作せず、お客様が保証期間内に当社に通知された場合、お客様の唯一の救済かつ当社の唯一の責任は、以下のこととなります: (i) 合理的期間内に大きな欠陥の是正もしくは対処を行うこと、又は (ii) かかる是正もしくは対処が満足できるものでも現実的なものでもないことが判明した場合に、関連するライセンスを終了し、本プログラムに関して当社に支払われた初期ライセンス料を返金すること。
- c 保証支援の要求は全て、以下に宛てて行うものとします: COMSOL AB, Tegnérgatan 23, SE-111 40 STOCKHOLM, Sweden. Attn: Sales & Marketing Manager.
- d 上記において明示的に規定する場合を除き、第8条において明示的に規定する場合を除き、さらに、法律により別途要求される場合を除き、本プログラム及び本文書は「現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で」提供され、当社並びに当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者は、商品性、非侵害、設計、動作、ウイルスの不存在、瑕疵の不存在、アウトプットの正確性もしくは完全性、過失の不存在、安全性及び特定目的適合性(当該目的について当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータもしくは再販業者が事前に通知されていた場合でも)に関する保証並びに取引の過程、使用又は商慣行から発生する保証を含むがこれらに限定されない、明示的、黙示的、法定その他の保証の全てを否認します。お客様が意図される結果を

達成するソフトウェアの選定並びにインストール、使用及び本プログラムから得られる結果については、お客様が単独で責任を負うものとします。さらに、法により別段の要求がある場合を除き、いかなる場合にも、当社のライセンサーは、本契約に基づく保証の責任を一切負わないものとします。

7 責任の限定 法により別段の要求がある場合を除き、さらに第8条に定める当社の補 償義務を除き、本契約に起因又は関連する当社の唯一の責任又は義務(かつ本契約に 関連する当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者の唯一の責任)は、 上記の限定的補償に従った欠陥媒体の交換とします。法により別段の要求がある場合 を除き、さらに第8条に定める場合を除き、いかなる場合にも当社又は当社のライセ ンサー、ディストリビュータ又は再販業者は、本契約に起因又は関連して発生する間 接損害、懲罰的損害、特別損害又は付随的損害(第三者による損害賠償請求、逸失利 益、データの喪失、プライバシーの侵害、誠実もしくは合理的な注意等の義務の不履 行、過失又はその他損失を含みますが、これらに限定されません)について、たとえ 当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者がかかる損害の可能 性について通知されていた場合であっても、お客様に対する責任を負わないものとし ます。たとえば、当社は、本プログラムにおける何らかの欠陥を是正することはでき ません。法により別段の要求がある場合を除き、さらに第8条に定める場合を除き、 いかなる場合にも、当社又は当社の指示もしくは管理下にあるいかなる者の作為又は 不作為にかかわらず、当社及び当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業 者の損失の合計は最大でも、お客様からの請求前の6ヶ月間に当社に対して支払われ た総額を超えないものとし、ここにおいては、全ての請求額が合計されるものとしま す。さらに、法により要求される場合を除き、いかなる場合にも、当社のライセンサ 一は本契約に起因又は関連して発生するいかなる性質の損害についても、責任を負わ ないものとします。本契約に明示的に定められた、当社並びに当社のライセンサー、デ ィストリビュータ及び再販業者に対して求められる救済は、排他的なものであり、コ モンロー上又は衡平法上のその他救済の一切に代わるものです。本プログラムのライ センスに対する料金及び責任の限定及び救済は、両当事者間における危険の分担を反 映するものです。本条は、両当事者間における取引の基本をなす本質的要素です。

#### 8 補償

a <u>お客様による補償</u> お客様は、お客様による本プログラムの使用及びお客様による 作為又は不作為に関連するあらゆる第三者請求 (本契約に基づくお客様の行為に関 連する第三者請求を含みます)に起因又は関連して発生する全ての訴訟、請求、要求、 費用、責任、損失、出費 (第三者請求又は本規定の執行申立のいずれの結果として発 生するかにかかわらず、合理的弁護士費用及び裁判所費用を含みます)及びその他損 害 (総称して「損失」)について、当社並びに当社の親会社、子会社、関連会社、承 継会社、ディストリビュータ及び再販業者並びにこれらの役員、取締役、従業員及び 代表者のそれぞれに補償し、これらを防御し、これらに損害が及ばないよう免責する ことに同意するものとします。ただし、以下に記載するとおり当社がお客様に補償す る場合を除きます。お客様が、補償契約を締結するお客様の能力を制限する管轄区域 内の政府ユーザである場合、前記補償義務は、適用される法律により認められる範囲 においてのみ、適用されるものとします。

- b <u>当社による補償</u> 当社は、使用許諾された本プログラムが第三者の知的財産権を侵害していることを理由とする損失の一切について、お客様が損害を被った範囲で、お客様、お客様の親会社、子会社、関連会社及び承継会社並びにこれらの役員、取締役、従業員及び代表者のそれぞれに補償し、これらを防御し、これらに損害が及ばないよう免責することに同意します。
- c 限定 当社は、以下に基づく侵害に関し、本契約上の責任又は義務をお客様に対して一切負いません: (i) 使用許諾された本プログラムのいずれかと、当社が開発したものではないいかなる他のソフトウェア、ハードウェアその他の製品との組合せ、(ii) 使用許諾された本プログラムの改変されていない現行バージョン以外の使用、(iii) 使用許諾された本プログラムの意図された目的以外の目的のための使用、(iv) お客様又はお客様に代わる者が作成した、使用許諾された本プログラムの改変品、改良品及び派生品、又は(v) お客様が支払期限の到来した金員の支払不履行により本契約に違反した場合。
- d <u>協力</u> 本条記載の請求又は訴訟に関し、補償を求める当事者は、(i) 請求に関して補償当事者に書面により直ちに通知し、(ii) 当該請求の防御及び和解に関連して補償当事者と(補償当事者の費用負担において)協力し、(iii) 補償当事者が被補償当事者の書面による事前承諾(当該承諾は不合理に留保されないものとします)なく、請求について和解しないことを条件として、補償当事者が当該請求の防御及び和解を支配することを許可するものとします。さらに、被補償当事者は(自己の費用負担において)、当該請求の防御及び和解に参加できるものとします。
- 9 <u>第三者</u> お客様は、使用許諾される本プログラムにお客様に代わってアクセスするかこれを使用する第三者について、当社に通知(及び、当該第三者それぞれの名称、住所及び連絡先情報の提供)をするものとします。本規定は、本契約に基づくお客様のその他義務を限定するものではありません。
- 10 <u>勝訴当事者</u> 本契約の違反に対して訴訟又はその他手続が提起された場合、勝訴当事者は、当該当事者が権利を有するその他救済の一切に加え、当該訴訟又は手続の提起において負担した自己の合理的弁護士費用及びその他費用の回復を受ける権利を有するものとします。
- 11 <u>税金</u> お客様は、本契約に関連して納付義務が発生する税金(当社の純利益への課税 分を除きます)の一切について責任を負うものとします。
- 12 契約解除 当社は、お客様が本条件のいずれかに違反し、その後六十(60)日以内(当該違反が支払不履行に関する場合は十五(15)日以内)に当該違反を是正しない場合、お客様に書面で通知することにより、本契約を解除することができます。前記にかかわらず、お客様が、本契約に基づき引渡されたか、その他方法によりお客様が取得した本プログラムの不正な使用、複製、配布、公の展示又は公演をしたり、これに基づく派生物を作成したりした場合、当社は、いつでも契約解除することができます。更に、当社が得られるその他救済を一切限定することなく、当社が配布する現在又は将来のソ

フトウェア製品のいずれかが、お客様又はお客様の親会社、子会社もしくは関連会社のいずれかが開発した本プログラムの生産物の中において、又はそれに全体的又は部分的に付属して、お客様その他の知的財産権、又はその発明、設計もしくは発見の侵害にあたると主張する法的手続をお客様その他が提起した場合、書面による通知の三十(30)日後にお客様その他に付与されたライセンスを全て終了する権利を有するものとします。お客様は、理由の如何にかかわらず、いつでも本契約を解除することができますが、お客様は、お客様による解除通知を当社が受領した時点で受諾期間が満了していない本プログラムに対して支払われたライセンス料を除き、一切の返金を受ける権利を有しないものとします。

- 13 契約解除の効果 理由の如何を問わず本契約が解除された場合、即時に、(a) お客様の権利は終了し、本契約において付与された権利は全て、当社に自動的に返還されるものとし、(b) お客様は、本プログラム及び本文書の使用を中止するものとし、(c) お客様は、使用許諾された本プログラム及び本文書の全コピーをお客様のコンピュータから消去し、本プログラム及び本文書の有形コピーの全てを当社に引渡すものとし、(d) お客様は、当社に対する支払期限が到来している金員を全て支払うものとし、さらに(e) お客様は、当該契約解除の登録又は発効のために当社が合理的に要求する行為を行い、全文書に署名するものとします。お客様は、契約解除から五(5) 営業日以内に、偽証罪の罰則の下でお客様が署名した、上記(b)項、(c)項及び(d)項の規定の遵守を証する宣言書を、当社に提供するものとします。本契約の期間満了又は解除により、当該事象前に発生した債務について当事者が免責されることはありません。また、第1条(d)項、(j)項、(m)項、(n)項、(o)項、(p)項、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条並びにライセンシーアプリケーション補遺契約の第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条は、本契約の解除又は期間満了後も存続するものとします。
- 14 譲渡及び移転 当社は、本契約を自由に譲渡することができます。お客様は、本契約に基づくお客様の権利及び義務の譲受人又は被譲渡人の候補者の身元及び連絡先情報をお客様が当社に提供し、当該被譲渡人又は譲受人が当社にとって受入可能である場合を除き、本契約並びにお客様の権利及び義務を、法の運用その他のいずれによるかを問わず、全体的にも部分的にも譲渡又はその他方法により移転することはできません。本契約又は関連規定は、本契約の両当事者の承継人、執行人、相続人、代表者、財産管理人及び譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生じます。当社は、許可された譲渡に対し、お客様に管理料を請求する場合があります。
- 15 <u>本条件の改定</u> 本プログラムの新しいリリースが、本条件の改定版に基づき使用許諾 される可能性があり、かかる本条件の改定版は、そのインストール時に発効するもの とします。
- 16 <u>雑則</u> お客様は、いかなる人にも本プログラムにおける所有権又は担保権を付与しないものとします。お客様は、お客様が本プログラムを使用する管轄区域内においてお客様に適用される全ての法律を遵守するものとします。本契約のいずれかの規定の違反については、書面によってのみ放棄できるものとし、かかる違反に関する放棄は、以後のいかなる違反に関する放棄として作用したり、そのように解釈されたりしないも

のとします。本条件のいずれかが何らかの理由により、何らかの点において無効又は 執行不能と判断された場合でも、本契約の残りの規定は、法律により認められる最大 限の範囲で執行されるものとします。本契約により、管轄権を有する裁判所には、無効 又は執行不能の規定を有効かつ施行可能なものにするよう修正する権限が与えられま す。お客様が本プログラムのライセンスをアメリカ(カリブ及びカナダを含む)で購入 した場合、本契約は、抵触法の原則の適用を受けず、マサチューセッツ州及びアメリカ 合衆国の法律を準拠法とし、これらに従って解釈されるものとします。かかるライセ ンシーは、本契約又は本契約の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発 生する紛争、論争もしくは請求は、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の 専属的管轄権及び裁判籍に服することに同意し、これら裁判所の対人管轄権を承諾す るものとします。お客様が、本プログラムのライセンスをアメリカ以外で購入した場 合、本契約は、抵触法の原則の適用を受けず、スウェーデンの法律を準拠法とし、これ に従って解釈されるものとします。お客様が、ライセンスをアメリカ以外で購入した 場合、本契約又は本契約の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発生す る紛争、論争もしくは請求は、ストックホルム商業会議所(「SCCI)仲裁裁判所が運営 する仲裁により最終的に解決されるものとします。SCC が、事件の複雑性、訴額その 他の状況を考慮し、その裁量において仲裁規則が適用されるべきであると判断する場 合を除き、当該仲裁には簡易仲裁規則が適用されるものとします。SCC が、仲裁規則 が適用されるべきであると判断する場合、SCC は、仲裁廷を構成する仲裁人を1名又 は 3 名のいずれとすべきかについても判断するものとします。両当事者は、かかる仲 裁手続の過程においていかなる形で開示される情報、文書、資料の全てについて秘密 保持するものとし、これらは当該手続のためにのみ使用されるものとします。仲裁地 は、スウェーデン国ストックホルムとします。仲裁手続で使用される言語は英語とし ます。全てのライセンシーに関し、両当事者は、いずれかの国が採択するかあるいは採 択する可能性のある国際物品売買契約に関する国際連合条約又は統一コンピュータ情 報取引法 (「UCITA」) の規定のいずれも、本契約又は本契約の両当事者の関係には適用 されず、これらを支配しないことに同意するものとします。UCITA が適用されるとみ なされ得る範囲において、両当事者は、UCITA に含まれる適用除外条項に従い、その 適用の除外を選択することに同意するものとします。両当事者は、両当事者間に何ら かの紛争が発生した場合に、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的 対人管轄権を承諾します。お客様は、請求原因の発生から二(2)年超が経過した後に 当社又は当社ライセンサーに対する訴訟を提起することはできません。法で認められ る範囲において、お客様は本契約により、本条件に起因又は関連して発生する請求に 関してお客様が本来主張する権利を有する国家主権免責の一切を放棄するものとしま す。お客様が、本第16条における条件に関するお客様の契約締結能力を法律により制 限している管轄区域内の政府ユーザである場合、本条は、適用される法律により認め られる範囲においてのみ執行可能とし、本契約のガバナンス及び解釈に関して適用さ れる法律並びに両当事者間における紛争に適用される管轄権は、本第 16 条と抵触する 当該法律上の要求により決定されるものとします。お客様が米国以外で本プログラム を取得した場合、本条における適用法及び管轄権の選定と抵触する現地法があれば、 当該法が本条に優先されるものとします。本プログラムの一部は、当社ライセンサー から当社が取得したものですが、本プログラムのライセンス提供については当社が単 独で責任を負い、当社ライセンサーはお客様に対する当該ライセンスの提供について ー切責任を負わず、本プログラムの保守またはサポートについても、本プログラムに 関する苦情の対処についても一切義務を負わず、本プログラムに関する保証も一切行っていません。当社ライセンサーは、本契約の第三者受益者であり、本契約の規定を執 行する権利を有するものとします。本契約の両当事者は、本契約により、本契約及び本 契約に関連する文書の一切について英語のみによる記載を希望することを確認します。

(Les parties au présent Accord confirment leur volonté que cet Accord, ainsi que les documents s'y rattachant, soient rédigés uniquement en langue anglaise.)

17 完全合意 本契約及び適用される本契約の補遺契約(関連する場合)、並びに引渡され るべき本プログラムの価格設定、支払い条件、特定及び数量化、引渡の方法及び場所、 地域及び当社の請求書又は注文確認書に記載される条件は、主題事項に関する両当事 者の完全な了解事項を含むものであり、従前の、同時期の及び以後の提案、合意、表明 及び了解事項の全てに優先します。本契約は、本契約の規定に従いお客様と当社が署 名する書面による場合を除き、変更することはできません。お客様が発行する発注書 又はその他標準的取引書式のいずれも、たとえ当該発注書又はその他標準的取引書式 に両当事者間におけるその他合意の一切に優先すると規定されていたとしても、いか なる方法においても本契約の条項に相反する、あるいは本契約の条項を修正、追加又 は削除する効果は有しないものとし、かかる規定の全ては、本契約により反論され拒 絶されます。ただし、お客様が政府ユーザであって、そのユーザの政府の部局又は事業 体に対してソフトウェアライセンスを販売するには適用される法律を遵守するよう契 約者に法律上義務付けている管轄区域内の政府ユーザである場合は例外とし、その場 合、当社は、当該法律を遵守するものとします。ただし、当社は、当該義務について事 前に書面で通知を受けるものとし、当該義務は、当社の事業運営に適用される他のい かなる法律とも抵触しないものとし、さらに、本規定を利用して、本プログラムにおい てお客様が受領する権利、当社の保守義務、経済的販売条件、当社ライセンサーの権 利、義務、保証もしくは責任の性質、範囲もしくは期間を変更することはできないもの とします。かかる発注書又は標準的取引書式をいかなる形で確認した場合も、以後の 書面としては認められず、かかる規定の受諾としては作用しません。

# アカデミック補遺契約

本書は、COMSOLソフトウェア使用許諾契約(「本契約」)の補遺契約であり、本補遺契約の本条件は、本契約に組み込まれます。大文字表記の用語が使用されているものの、本書において定義されていない場合、当該各用語は、本契約において当該用語に割当てられた意味を有するものとします。

当社の教育割引(「アカデミック価格」)で学位授与教育機関(「教育機関」)に使用許諾される本プログラムは、別のライセンス条項の適用を受け、さらに、教育機関の学生及び教員による教室における指導及び研究活動の支援に専ら使用される学内のコンピュータ設備に関連する使用に制限されます。アカデミック価格で使用許諾される本プログラムを、商業上の、政府的な又は請負作業上の目的のために使用する権利は、明示的に禁止されます。アカデミック価格は、当社がその単独の裁量において提供するものであり、当社は随時適格性を点検し、見直す権利を留保します。ライセンシー アプリケーション補遺契約に従って作成されるライセンシー アプリケーションの配布は、営利目的の場合も含め、当該ライセンシー アプリケーションが本アカデミック補遺契約に従って作成されており、何らかの契約上の義務に従って作成されたものではない場合、商業上の使用とはみなされないものとします。

- 1 全体の範囲 本契約及びライセンシー アプリケーション補遺契約(以下)の本条件に加え、本アカデミック補遺契約の規定が、本プログラムの NSL、CPU および FNL バージョンに関して、さらに、以下に定義するクラスキットオプションライセンス(「CKL」)及びアカデミックサーバライセンス(「ASL」)に関して、教育機関にのみ提示される価格(「アカデミック価格」)で本契約に基づき使用許諾される各本プログラムに適用されます。
- 2 <u>学内運用</u> アカデミック価格で購入された本プログラムの NSL、CPU 及び FNL バージョンにより、ライセンシーには、当該ソフトウェアを学術研究及び使用許諾を受けた教育機関における教育に使用する権利が与えられます。また、論文又は学位取得に取り組む学生には、アカデミック価格で購入された NSL、CPU 及び FNL ライセンスを教育機関外で使用する権利があります。ただし、当該使用が、論文又は学位取得の作業に制限されている場合に限ります。本補遺契約と本契約の条項に齟齬がある場合、本補遺契約の規定が適用されます。
- 3 <u>クラスキットオプション</u> 本プログラムの CKL バージョンは、一般課程における教育を専らの目的として、30 名までの学生及び教員がインストールし使用することができます。ただし、本プログラムが、教育機関及び履修課程の教員が提供する課程及び学習の履修要件を満たした登録済みの学生のみにより、教室内で教育目的に使用されることを条件とします。学生は CKL プログラムを宿題用に使用することができ、教員は、授業の準備のために本プログラムを使用することができます。本アカデミック補遺契約第5条に規定する場合を除き、教室外における使用は全て、学年中の該当するクラスが開講している間、クラスのみを目的として、前記の学生又は教員一人あたり一台の指定された個人所有コンピュータに限定されます。学生が該当するクラスに登録していない場合、又はクラスが終了した場合、当該学生は、自分のコンピュータから本プ

ログラムの全コピーを除去しなければなりません。本プログラムの CKL バージョンは クラスタ コンピューティングには使用することができません。学術研究を含むその他 使用の一切は、明示的に禁止されます。

#### 4 アカデミックサーバライセンス

- a 本プログラムの ASL バージョンは、個々のコンピュータに、あるいは一つの専用ネ ットワークサーバ上もしくは安全な遠隔操作による計算能力を提供する第三者のサ 一バ上の中心的位置にインストールすることができ、これらを通じて、本契約に基づ き許可された学術的使用のために本プログラムにアクセスすることができます。本 プログラムの ASL バージョンの認定ユーザ間でログイン認証情報を共有することは できません。お客様は、本プログラムの ASL バージョンを使用して、クラスタコン ピューティングを実施することができます。ネットワークへのインストールに関し、 本プログラムは、個々のインストールがネットワークサーバ上のライセンスマネー ジャにより制御されている場合に限り、個々のコンピュータにもインストールする ことができます。本プログラムのライセンスマネージャをあるコンピュータから別 のコンピュータに移行する場合には、当該ライセンスマネージャが先にインストー ルされたコンピュータからアンインストールされたことが当社の満足する程度に証 明されることを条件とします。ASL ライセンスにより、お客様は、学術的使用のた めのライセンシー アプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、 本プログラムを使用することができます。お客様によるライセンシー アプリケーシ ョンの使用は、ライセンシー アプリケーション補遺契約に定められたライセンシー アプリケーションに対する全ての制限並びに各ライセンシー アプリケーションの 発行人が明示する条項及び条件の一切を遵守しなければなりません。
- b お客様は1つの ASL インストールにつき 300 名までを同時ユーザとすることができます。いかなる場合にも、認定された同時ユーザが、ある特定の時点において本プログラムの ASL バージョンを使用して実行できるライセンシー アプリケーションは、4 つまでとします。本プログラムの ASL バージョンは、第 4 条に記載された制限の遵守を含むがこれに限定されない本契約の本条件に従うことを条件に、遠隔操作を含み、全世界でインストール、アクセス及び使用することができますが、お客様は、当該 ASL バージョンが販売されたのと同じ地域に所在していなければなりません。本プログラムの ASL バージョンの認定ユーザには、アクセスの場所に関わらず、以下のことを前提として、お客様の教育機関およびその他学術機関の学生、教員及び職員が含まれます:
  - (i) お客様が各サブライセンシーに本契約の受諾を義務付けること。
  - (ii) 本プログラムへのアクセスをお客様から提供される認定ユーザに対して本契約が自動的に交付されるのを何らかの方法で不可能にするか、あるいは阻止するための措置を、お客様が講じないこと。
  - (iii) 本プログラムに関連してお客様が使用可能にするライセンシー アプリケーションの使用に関してお客様又は他の人が定める条件の一切が、本契約を変更したり、修正したり、本契約に抵触したり、本契約の解除を主張したりしないこと。

- (iv) 他の教育機関の学生、教員又は職員による使用のために本プログラムの ASL バージョンのインストールを開始することと関連して、当社又はいかなる第三者の商標に 言 及 す る 際 、 お 客 様 は 、 そ の 時 点 で 最 新 版 の 商 標 ガ イ ド ラ イ ン (http://www.comsol.com/trademarks) を遵守すること。
- (v) お客様又はお客様のサブライセンシーが実行の許諾を受けた当該ライセンシー アプリケーションのホスティング及び実行以外を目的とする本プログラムの ASL バ ージョンの使用を、お客様が承認しないこと。
- (vi) お客様が第三者ソフトウェアの呼び出しに本プログラムの ASL バージョンを使用する場合、お客様による当該第三者ソフトウェアの使用が、当該第三者ソフトウェアの使用権をお客様に付与するライセンス契約の全条件 (当該第三者ソフトウェアの呼び出し方法に関する制限を含みますが、これに限定されません)を遵守していること。
- 5 教育ネットワーク上のインストール及び使用 アカデミック補遺契約の第3条に規定された CKL 学生ユーザーの個人コンピューターのライセンスファイル及びパスコードを除き、本プログラムの FNL 及び CKL バージョンは、専ら学内での使用に制限されているネットワーク上においてのみ使用することができます。ただし、本プログラムの FNL 及び CKL バージョンのユーザは、本アカデミック補遺契約により許可されている目的に限り、(ネットワークレベル認証及び暗号化を使用する) 仮想プライベートネットワーク又は遠隔デスクトッププロトコル等の安全な遠隔アクセスを提供する暗号化された接続を通じて当該本プログラムにアクセスし、これを使用することができます。前記にかかわらず、本条は、本契約第1条(h)(iii) に従う安全な遠隔コンピューティング能力を提供する第三者のサーバへの本プログラムの FNL バージョンのインストールを禁止するものではありません。
- 6 クラスキット限定権利 CKL を選択することにより、教育機関及び CKL のユーザは、本アカデミック補遺契約の第 3 条に規定された学術的使用のための CKL の使用に関し、本契約及び本補遺契約の本条件に同意するものとします。教育機関は、CKL における各本プログラムにつき学生及び教師の総数が 30 を超えないことを確実にする責任を負います。教育機関は、CKL の使用について正確に計数し制限し管理する責任も負い、当該作業を 1 名の中央管理者に担当させるものとします。これには、CKL の使用を学内のコンピュータ設備に制限すること、及び当該使用を本アカデミック補遺契約第 3 条に定める学術的使用に限定することが含まれますが、これらに限定されません。
- 7 <u>アカデミックサーバ ライセンス限定権利</u> ASL を選択することにより、教育機関及び ASL のユーザは、本アカデミック補遺契約第 4 条に規定する学術的使用のための ASL の使用に関し、本契約及び本補遺契約の本条件に同意するものとします。教育機関は、 ASL における各本プログラムの認定された同時ユーザ数の合計が 300 を超えないことを確実にする責任を負います。教育機関は、 ASL の使用について正確に計数し制限し管理する責任も負い、当該作業を 1 名の中央管理者に担当させるものとします。これには、 ASL の使用を本アカデミック補遺契約第 4 条に定める学術的使用に限定することが含まれますが、これらに限定されません。

8 <u>サポート</u> CKL に関するサポート要求は、教師又は CKL の中央管理者が行うものとします。 ASL に関するサポート要求は、 ASL の中央管理者が行うものとします。 アカデミック価格で購入されたライセンスのサポートケースは本契約第 1 条(n) に従う取扱いの対象とはなりません。

# ライセンシー アプリケーション補遺契約

本書は COMSOL ソフトウェア使用許諾契約及び該当する場合にはアカデミック補遺契約 (「本契約」) の補遺契約であり、本補遺契約の本条件は、本契約に組み込まれます。大文 字表記の用語が使用されているものの、本書において定義されていない場合、当該各用語は、本契約において当該用語に割当てられた意味を有するものとします。本ライセンシーアブリケーション補遺契約は、本プログラムのいずれかの実行を必要とするインタフェース及び他のアプリケーションの作成のために当社が提供する特定のツール(並びに付随する文書及びサンプル)(「ライセンシー アプリケーション」) の使用に適用されます。かかるツールには、Physics Builder、Application Builder 及び COMSOL Application Programming Interface を含みます。お客様が上記ツールのいずれかを使用する場合、以下の規定により修正される本契約が適用されます。以下の各規定は、本条件の重要な規定とみなされるものとします。

- 1 <u>ライセンシー アプリケーションの作成</u> 当社は、本ライセンシー アプリケーション 補遺契約に定める条件に従い、ユーザによって作成され本プログラムのいずれかの実 行を必要とするファイルを組み込んだライセンシー アプリケーションを、本プログラムの使用権限がお客様に与えられている地域内で作成する非独占的ライセンスを、お客様に対して付与します。
- 2 配布 当社は、本ライセンシー アプリケーション補遺契約に定める条項及び条件に従い、お客様が作成するかあるいはお客様が配布のサブライセンスを受けるライセンシー アプリケーションについて配布を行う、全額払込済みの恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与し、さらに、お客様が作成するライセンシー アプリケーションの配布をサブライセンスする、全額払込済みの恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与します。
- 3 <u>ライセンシー アプリケーションの使用</u> お客様及びお客様のライセンシー アプリケーションの配布者又はサブライセンサーは、ライセンシー アプリケーションのユーザが、ライセンシー アプリケーションにより必要とされる本プログラムの使用許諾を受けたユーザであることを要求しなければなりません。お客様のライセンシー アプリケーションと、当該ライセンシー アプリケーションにより必要とされる本プログラムのいずれかとの使用は、エンドユーザが当該本プログラムの使用許諾を受けたユーザである場合に限り、許可されます。

#### 4 制限

- a いずれのライセンシー アプリケーションも、当社もしくは本プログラムのいずれ かと競合する形での使用、又は汎用マルチフィジックス シミュレーション パッケージとしての使用のために売込、配布又は使用許諾することはできません。
- bライセンシー アプリケーションにより実行が必要とされる全ての本プログラムは、 当該ライセンシー アプリケーションをホスティングし実行する本プログラムのインストールに適用される本契約のバージョンに従う形でのみ、使用許諾されなければなりません。お客様は、以下を前提として、お客様が選択する条件により、お客

様のライセンシー アプリケーションを提供することができます:(a) お客様が、お 客様のライセンシー アプリケーションを他人に使用させるために配布又は使用許 諾する限りにおいて、当該配布又は使用許諾が少なくとも本ライセンシー アプリ ケーション補遺契約第4条と同程度に制限的となるように規定した条件に基づき許 可すること、(b) お客様のライセンシー アプリケーションに関するライセンスに適 用される条件のいずれも、いかなる点においても、本契約を変更したり、修正した り、本契約と抵触したり、本契約を解除すると主張したりしないこと、並びに (c) お客様が、General Public License、Lesser/Library General Public License、Artistic License、 Mozilla Public License, Netscape Public License, Sun Community Source License, Sun Industry Source License、Common Public License 又はその他のライセンスであって、 お客様のライセンシー アプリケーションもしくはお客様のライセンシー アプリ ケーションに組み込まれているか、お客様のライセンシー アプリケーションから 派生するか、あるいはお客様のライセンシー アプリケーションと一緒に配布され るその他ソフトウェアが (i) ソースコード形式で開示又は配布されること、(ii) 派 生物の製作及び/又は配布を目的としてユーザから第三者に使用許諾されること、 又は (iii) 無償で再配布可能であることを、使用、改変もしくは配布の条件として要 求しているライセンスのいずれかのバージョンの下で、お客様のライセンシー ア プリケーションを配布しないこと。お客様のライセンシー アプリケーションが第 三者ソフトウェアプログラムの稼動を必要とする場合、お客様は、(i)お客様のライ センシー アプリケーションと一緒に当該第三者ソフトウェアプログラムを配布す るのに必要な権利を取得するか、お客様のライセンシー アプリケーションと一緒 に当該第三者ソフトウェアプログラムを使用するのに必要な権利の取得をお客様 の顧客に要求するかをしなければならず、(ii) 当該第三者プログラムの発行人から、 お客様のライセンシー アプリケーションが本プログラムと当該第三者プログラム との間において可能にする相互作用を許可し、さらに、お客様がお客様のライセン シー アプリケーションに関連して実施又は承認する発行、配布、使用許諾及び/ 又は再使用許諾を許可する、十分な権利を所得しなければならず、かつ(iii)その他 の点において、当該第三者プログラムに適用されるライセンス契約の条件を遵守し なければなりません。いかなる他のソフトウェアプログラムが、何らかの方法で本 契約を変更したり、修正したり、本契約に抵触したり、本契約を解除すると主張し たりする条件で使用許諾される場合、お客様は決して、お客様のライセンシー ア プリケーションを、当該他のソフトウェアプログラムと一緒に配布したり、お客様 のライセンシー アプリケーションが当該他のソフトウェアプログラムと一緒に使 用されるのを許可したりしてはいけません。お客様が配布用のハードウェア装置に お客様のライセンシー アプリケーションを 1 つ以上の本プログラムと一緒に組み 込む場合、当社には、お客様による本(b)項の遵守を確認するために、通常の業務時 間内にお客様の記録の監査を実施する権利があるものとします。

- c お客様のライセンシー アプリケーションに関連する当社商標と第三者商標の使用 は す べ て 、 そ の 時 点 で 最 新 版 の 当 社 の 商 標 ガ イ ド ラ イ ン (http://www.comsol.com/trademarks) を遵守しなければなりません。
- d お客様のライセンシー アプリケーションの実行に、CAD Import Module、Design

Module、LiveLink™ for SOLIDWORKS®、LiveLink™ for Solid Edge®、LiveLink™ for Inventor®、LiveLink™ for AutoCAD®、LiveLink™ for PTC® Creo® Parametric™、LiveLink™ for PTC®、Pro/ENGINEER®及び/又はLiveLink™ for Revit®(「CAD インタフェース プログラム」)のいずれか又は全部を必要とする場合:

- (i) 当該ライセンシー アプリケーションには、グラフィカル・ユーザ・インタフェース (「GUI」) がなければなりません。
- (ii) 当該ライセンシー アプリケーションを、本プログラムのいずれかと統合した使用で実行させた場合には、当該本プログラムと機能上ほぼ同一でなければなりません。ただし、本プログラムの GUI の実質的部分を除去又は改変することはできます。
- (iii) 当該ライセンシー アプリケーションを、コンピュータ支援設計(「CAD」)を主要機能とするものにしたり、いかなる CAD 製品の競合品として売り込んだりすることはできません。
- (iv) 当該ライセンシー アプリケーションを、当該 CAD ソフトウェアへのインプット又はこれからのアウトプットを変換するためのスタンドアロン製品として売り込むことはできません。
- (v) お客様のライセンシー アプリケーションの実行に必要な CAD インタフェース プログラムのいずれかの提供を当社が中止する場合、お客様のライセンシー アプリケーションとのインタフェースに当該プログラムを引続き使用するお客様の権利は、お客様が購入したライセンスの期間及び当該 CAD インタフェース プログラムと互換性のある第三者 CAD 製品のバージョンに限定されるものとします。
- e いずれのライセンシー アプリケーションも、本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの機能に第三者がアクセスするための代替手段として、又は本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの交換品として、売込、配布又は使用許諾することはできません。
- f いずれのライセンシー アプリケーションにも、本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの機能に付加価値を加えることなく当該機能の名称を変更するアプリケーション プログラミング インタフェース機能を包含させることはできません。
- g いずれのライセンシー アプリケーションも、適用される法律に違反して、売込、配 布又は使用許諾することはできません。特定の業界における使用のためのライセン シー アプリケーションの売込、配布又は使用許諾に必要な政府の承認については、 お客様が単独で責任を負うものとします。
- 5 <u>ライセンシー アプリケーションの保守及びサポート</u> 当社の保守及びサポートの義務は、お客様その他によるライセンシー アプリケーションの使用は対象としません。 ライセンシー アプリケーションの保守又はサポートが提供される場合には、当該ライ

センシー アプリケーションの作成者もしくは発行人又は当該サービスの実施のためにこれらにより雇われた人により提供されるものとします。当社の保守及びサポートの義務には、お客様が本プログラムとの併用のために開発するライセンシー アプリケーションのいずれに関するフィジックス、メッシュ、ソルバ、ソルバ設定、操作の順序又はアウトプット形式の選択においてお客様に協力することは含みません。

- 6 <u>保証の否認</u> 本条件の第6条に定める保証の否認に加え、法律により別途要求される 場合を除き、当社及び当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者は、お 客様のライセンシー アプリケーション又はお客様もしくはその他の人によるお客様 のライセンシー アプリケーションの使用に対する本プログラムの適性、お客様のライ センシー アプリケーションに対する本プログラムの適合性、及びお客様が作成するか、 配布するか、あるいは本プログラムの将来のパージョンと一緒に使用するいかなるラ イセンシー アプリケーションの互換性に関し、明示的、黙示的、法定その他の保証の 全てを否認します。
- 7 <u>責任の限定</u> 本条件第 7 条の規定に加え、法律により別途要求される場合を除き、さらに本条件第 8 条に定める場合を除き、いかなる場合にも、当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータもしくは再販業者は、いかなるライセンシー アプリケーションの作成もしくは使用に関連する本プログラムの使用、又はいかなるライセンシー アプリケーションの使用に起因もしくは関連して発生するお客様もしくはいかなる第 三者による請求に関し、間接損害、懲罰的損害、特別損害又は付随的損害(第三者による損害賠償請求、逸失利益、データの喪失、プライバシーの侵害、誠実もしくは合理的な注意等の義務の不履行、過失又はその他損失による損害を含みますが、これらに限定されません)について、たとえ当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者がかかる損害の可能性について通知されていた場合であっても、お客様に対する責任を負わないものとします。
- 8 補償 本条件第 8 条に定める補償義務に加え、お客様は、お客様が作成するか、お客様が使用するか、お客様もしくはその代理が配布するいかなるライセンシー アプリケーションに起因又は関連して発生するあらゆる第三者請求に起因もしくは関連して発生する損失の一切につき、当社並びに当社の親会社、子会社、関連会社、承継会社、ディストリビュータ及び再販業者並びにこれらの役員、取締役、従業員及び代表者のそれぞれに補償し、これらを防御し、これらに損害が及ばないよう免責することに同意するものとします。お客様が、補償契約を締結するお客様の能力を制限する管轄区域内の政府ユーザである場合、前記補償義務は、適用される法律により認められる範囲においてのみ、適用されるものとします。
- 9 独立した開発 お客様が作成するか、お客様が使用するか、お客様もしくはその代理が配布するいかなるライセンシー アプリケーションに関連するサポート要求の対象領域において当社が独立した開発を行えること、及びかかるサポート要求の充足に関与したことに基づき人員の割当を限定したり制限したりする義務を当社が負わないことを、お客様は認めるものとします。お客様は、お客様自身並びにお客様の親会社、子会社及び関連会社のために、当社が配布する現在又は将来のソフトウェア製品のいずれかが、お客様その他が開発したライセンシー アプリケーション又はその発明、設計

もしくは発見におけるお客様その他の知的財産権の侵害にあたると主張する法的手続を提起しないこと、及びかかる法的手続の提起において何らかの支援を提供しないことを誓約し、これに同意するものとします。